茨木市立西河原小学校
ＰＴＡ規約・内規
個人情報取扱規則

在校期間保存

ＰＴＡ総会時にはご持参ください

［令和５年５月１３日］

茨木市立西河原小学校 PTA 規約

第１章　　名　称

第１条　本会は、茨木市立西河原小学校 PTA と称し、事務所/所在地を西河原小学校内におく。〒567-0003　大阪府茨木市西河原北町 7 番 33 号
電話　(072)622-3303

第２章　　目　的

第２条　本会は、父母と教員が協力して、学校と家庭・地域社会の連携を密にし、健全な児童の成長をはかり、民主教育の発展をはかることを目的とする。

第３章　　方　針

第３条　本会は、前条の目的を遂行するため、次の方針で活動する。

① 本会は政治的・宗教的・営利的色彩をもつものではなく、主体性をもって、他のいかなる団体等の干渉もうけない。
② 本会は、この目的を果たすため、目的を同じくする他の団体と連携し、協力することができる。
③ 本会は、学校の教育活動を助けるために協力するが、学校の管理運営や教員の人事には干渉しない。

第４章　　会　員

第４条　１．本会の会員は、本校に在籍する児童の父母又はそれに代わる人（以下、父母という）と、本校に勤務する校長及び教員（以下、教員という）とする。
２．会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
３．校長は各種の会合に出席して意見をのべることができる。

第５章　　会　計

第５条　本会の経費は、会費・自発的な寄付金及びその他の収入によって支弁する。
第６条　会費は、会員１人月額 200 円とし、年 2 期に分けて納める。
第７条　本会の資産は、第２章の目的達成のため以外は使用してはならない。
第８条　総会の議決を経て特別会計を設けることができる。
第９条　本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第６章　　役員の構成

第１０条　１．本会の役員は次の通りとする。

① 会長　　１名（父母から選出）
② 副会長　　3～4 名（父母から選出）
③ 書記　　3～4 名（父母から 2～3 名、教員 1 名を選出）

④ 会計　　2名（父母から1名、教員から1名を選出）
⑤ 会計監査　　2名（父母から選出）
合計　12名（父母10名、教員2名）

2．役員の任期は1年とする。ただし再選はさまたげないが、役員の同一役職の任期は原則として3年とする。
3．役員の兼任は認めない。
4．役員に欠員が生じた場合は、運営委員会に諮り、これを補充する。
5．期中に役員構成の変更が必要になった場合は､役員会が発議し、運営委員会の承認を受ける。

第7章　役員の任務

第１１条　役員の任務は次の通りとする。

① 会長は、本会の代表者であって会務を統括し、すべての集会を招集し、指名委員会を除く他の委員会の委員長・委員を委嘱し、かつ総会の決議事項について執行の責に任ずる。
② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その代理をつとめる。
③ 書記は総会その他重要な集会の議事および全般の活動状況を記録保管し、各種会合の開催通知をする。
④ 会計は本会の予算案を会長、副会長と協議してつくり、すべての金銭の収入支出を正確に記録して総会のつど報告し、年度末総会において会計監査を経た決算を報告する。
⑤ 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を年度末総会に報告する。
⑥ 役員は、必要に応じて専門委員を委嘱することができる。専門委員の委嘱は、役員会が発議し、運営委員会で承認を受ける。専門委員は、役員または運営委員の経験者とし、その任期は、都度、最長 3ヶ月とする。

⑥項補則：専門委員の立場
専門委員は、役員会の相談に応えるものとする。専門委員は、役員会ならびに運営委員会での票決には参加しない。

第8章　役員の選挙

第１２条　役員の選挙及び就任は次のとおり行う。

① 役員候補者の選出は役員候補者指名委員会（以下、指名委員会という）で行う。
② 指名委員会の構成は次のとおりとし、12月までに構成する。
イ．全地区より　5名互選
ロ．教員より　2名互選
ハ．運営委員会より　2名互選
③ 全地区からでる指名委員の選出については、地区委員会において、その選出方法を決定し選出する。
④ 指名委員会は互選により委員長、副委員長を決定する。

⑤ 指名委員会は役員候補者を銓衡し選挙の 7 日前に全会員に通知しなければならない。
⑥ 役員は年度末総会において選出され、4 月 1 日に就任する。
⑦ 指名委員会は役員の就任と同時に消滅する。
⑧ 役員候補者の氏名は､その氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
⑨ 指名委員会が指名した役員候補者の他に一般会員からも推薦することができる。この場合は、選挙総会の 2 日以前に文書をもって指名委員会に提出しなければならない。

第１３条　公職選挙法により選挙された公職者及び指名委員は役員にはなれない。

第９章　　総　会

第１４条　総会は本会の最高決議機関である。

第１５条　総会は会員の 5 分の 1（委任状を含む）以上の出席がなければならない。議決は出席者の多数決で決める。

第１６条　総会は以下の通り開催する。
① 総会は年 2 回以上とし、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または、会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに随時開くことができる。
② 運営委員会にて総会開催が困難であると認めた場合、書面もしくはオンライン決議をもって総会の代わりとすることができる。

第１７条　次の事項は総会において審議し、承認をうけなければならない。
① 役員の選出
② 規約の改正
③ 予算案および事業計画
④ 会務及び決算報告
⑤ その他重要な事項

第１０章　　委員総会・運営委員会

第１８条　会長が必要と認めた場合は、委員総会を開くことができる。

第１９条　委員総会は、役員・各種委員によって構成され、児童の校外における生活の補導強化その他の事項について審議する。

第２０条　運営委員会は本会の役員（会計監査は票決に加わらない)、委員会の委員長・校長・教頭及び各委員会担当代表の教員によって構成される。

第２１条　運営委員会の任務は、次のとおりである。
① 各種委員会によって立案された事業計画を審議・討議する。
② 総会に提出する報告書・議案・予算書・決算書を作成する。
③ 内規の制定改廃
④ 第３条第２項による新たに連携協力する団体の承認。
⑤ 必要のある場合には、特別委員会を設けることができる。
⑥ その他、会員より委任された会務を処理する。

第２２条　運営委員会は毎月１回開くことを原則とする。

第１１章　　各種委員会

第２３条　本会には、次の委員会を設ける。

① 学級委員会

学級の学習環境整備につとめ、学級内会員の諸活動の計画立案にあたる。委員は各学年よりクラス数以上、2 名程度選出する。

② 地区委員会

第２条、第３条の定めにそって、地区内の具体的な問題を討議できるように取り計らうとともに、環境浄化に積極的にとりくみ、校外における児童の生活補導及び、安全確保につとめる。委員は各地区児童会単位で児童数に比例して選出する。

③ 広報委員会

機関誌の発行をし、広く会員に会の活動を知らせ、また、意見の交換につとめる。委員の数は、全学年の保護者から選出された 5 名以上とする。

第２４条　各種委員会および、特別委員会の事業計画は、すべて運営委員会に諮らなければならない。

第１２章　　個人情報の取扱い

第２５条　本会の PTA 活動を推進するために必要とする個人情報の取得や利用、提供及び管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用する。

第１３章　　改　正

第２６条　本規約は、総会において会員の 4 分の 3 以上の賛成により改正することができる。

付　則

本規約は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
本規約は、平成 2 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 6 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 8 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 11 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 14 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 17 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 21 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 24 年 4 月 1 日より一部改定する。

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改定する。
本規約は、令和 4 年 10 月 7 日より一部改定する。
本規約は、令和 4 年 12 月 24 日より一部改定する。

茨木市立西河原小学校 PTA 内規

□弔事の場合のみ下記の通りとする。

○会員及び児童、教職員の配偶者・子供の死亡の場合

献花　　１１,０００円

または

香料　　５,０００円

・お通夜には PTA 会長・もしくは代表が参列する。

・葬儀には、PTA 会長、役員、地区代表、学級委員が参列する。

□ポイント制について

○１児童に対しての必要ポイントは、2 ポイント以上とする。

＊但し、１年生から３年生で転入の場合・・・２ポイント

４年生から６年生で転入の場合・・・１ポイント

○各活動に対しての取得ポイントを下記のとおりとする。

執行部役員・・・２ポイント

委員　　・・・１ポイント

・１年間の活動を終えて、ポイント付与

＊但し、ポイント付与されない委員には、執行部より通告する。

ポイントは PTA の諸活動の積極的な協力、参加をもって付与する。

・委員選出の際、立候補のいない場合、ポイントの少ない方より、優先的に選出するものとする。

・地区委員、クラス委員の１ポイントは、同時期に児童が複数在校の場合に付与する児童を選択することができる。

・執行部役員の 2 ポイントは、同時期に児童が複数在校の場合に分割して付与することができる。

・ポイントを付与する児童を選択する際は、年上の児童が先に 2 ポイントに達するようにする。

□委員選出について

○学級委員会の選出方法は下記のとおりとする。

各学年でクラス数以上、2 名程度となるように選出する。

○広報委員会の選出方法は下記のとおりとする。

１～５年生より各１名選出する。

□委員長選出について

○委員長とは・・・学級委員長、広報委員長、各地区長とする。

○ＰＴＡ各運営委員長を選出する際、下記に当たる方以外の中から優先的に、委員長を選出するものとする。

・西河原小学校 PTA 役員、委員長の経験家庭
（家庭学級委員長については、平成２８年度以降の方のみ対象）

・未就園児のいる家庭
（年齢問わず保育園、幼稚園に入園していない子どものいる家庭）

・同年度に子供会、自治会、子ども会連絡協議会、留守家庭児童会保護者会等の会長職の家庭
（各運営委員会の委員も、優先的に免除）

・同年度に、幼稚園、中学校、高校の執行部の家庭

□会費の納入について

○月途中の転入の場合

・次月から会費を納入する。
但し、4 月については年度当初の転入については 4 月から納入することとする。

○月途中の転出の場合

・在籍月までの納入とする。

□その他特別の事情が生じた場合には、その都度協議する。

□ＰＴＡ表簿について

○表簿（データを含む）の種類

（１） PTA 規約および内規類
（２） PTA の沿革（広報誌「にしがわら」など）
（３） PTA 役員、各委員名簿
（４） PTA 備品台帳
（５） 会計出納簿（通帳を含む）および会計予算ならびに決算についての帳簿
（６） 役員会、各種委員会に関する記録

○保存期間

前項の表簿（データを含む）の保存期間は、（１）～（５）は永年、（６）は５年とする。

個人情報取扱規則

（目的）

第１条　茨木市立西河原小学校ＰＴＡ（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿・ＰＴＡ会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース等（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

（責務）

第２条　本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努める。

（管理者）

第３条　本会における個人情報データベースの管理者は、ＰＴＡ会長とする。

（取扱者）

第４条　本会における個人情報データベースの取扱者は、ＰＴＡ役員・ＰＴＡ各委員会委員長とする。

（秘密保持義務）

第５条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第６条　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（周知）

第７条　個人情報の取扱方法は本個人情報取扱規則をもって会員に周知する。

（利用）

第８条　取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

一　会費集金、管理

二　本会会員への文書の配布

三　本会会員・役員・委員会・ＰＴＡ活動における名簿の作成

四　役員並びに委員の選出活動

五　広報紙への掲載

（利用目的による制限）

第９条　本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第８条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第 10 条　個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄する。

（保管及び持ち出し等）

第 11 条　個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

（第三者提供の制限）

第 12 条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

三　公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

四　国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 13 条　本会は、個人情報を第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1　提供した年月日

2　第三者の氏名又は名称

3　提供する対象者の氏名

4　提供する情報の項目

5　対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 14 条　第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1　提供を受けた年月日

2　第三者の氏名又は名称及び住所

3　第三者が個人情報を取得した経緯

4　提供を受ける対象者の氏名

5　提供を受ける情報の項目

6　対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示）

第 15 条　本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 16 条　個人データを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、対応策を協議する。

（研修）

第 17 条　本会は、ＰＴＡ役員・ＰＴＡ各委員会委員長に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施する。

（苦情の処理）

第 18 条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な解決に努めなければならない。

（改正）

第 19 条　法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、ＰＴＡ運営委員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改正した場合は、すみやかに、第 7 条の定めに基づき会員へ周知する。

附則

本規則は、平成３０年４月１日より施行する。

ＰＴＡ総会・委員総会にはご持参ください